

令和7年12月19日

素材の安定供給システムへの参加を希望する民有林所有者等の公募について

令和8年度前期の国有林材の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）の実施に当たっては、民有林と国有林が連携してロットをまとめた安定供給に取り組むこととしています。

つきましては、本取組に参加される民有林所有者等を公募しますので、参加を希望される民有林所有者等の方は、下記事項に留意の上、令和8年1月9日(金)までに別紙1「民国連携した林産物の安定供給システム参加申請書」を提出して下さい。

記

1 協定期間 令和8年4月1日から令和8年10月31日までの間

2 目的

国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組の促進に資するため、一定の要件を満たす民有林所有者等（民有林等において素材生産を行う者及び民有林を管理する者を含む。以下同じ。）と協定を締結し、林産物の販売を当該民有林所有者等の林産物の販売と連携して行うものです。

3 システム販売に参加する民有林所有者等の要件

システム販売に参加する民有林所有者等については、国有林と連携して販売しようとする林産物を確実に販売できると見込まれる者であって、次のいずれかの要件を満たす者とします。また、（4）から（6）までの者については、申請時において当該林産物の販売に係る権限を有する者に限ります。

- (1) 民有林において施業の集約化に取り組んでいる者であること。具体的には、森林経営計画を作成し認定を受けた者又は「多様な森林整備推進のための集約化促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づく集約化実施計画を作成し承認を受けた者であること
- (2) 森林管理署長、又は森林管理署支署長（以下「森林管理署長等」という。）と「民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知）に基づく森林整備等に関する協定を締結している者であって、当該協定の対象区域内から間伐材等の出荷が可能であること（なお、この場合、原則として協定の対象区域外からの出材はシステム販売の対象としないこととし、事業の実行について他の協定締結者との必要な調整を終えていること）
- (3) 国有林の立木を購入し、その物件から搬出される林産物を販売する者であること
- (4) 育成経営体（林業経営体の育成について（平成30年12月27日付け30林政経第408号林野庁長官通知）の1に規定されているものをいう。）として、都道府県が公表した者であること

- (5) 森林管理経営法（平成30年法律第35号）第36条第2項に基づき、都道府県が公表した者であること
- (6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項に基づき、都道府県知事の認定を受けた者であること
- (7) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条の12に基づき、農林水産大臣から樹木採取権の認定を受けた者であって、申請時において当該樹木採取権に係る樹木採取区以外の区域から産出される林産物の販売に係る権限を有するものであること
(システム販売の対象とすることができます林産物は、当該樹木採取区以外の区域から産出されるものに限る)
- (8) 民有林との連携によるシステム販売の目的に沿うものとして九州森林管理局長が特に認めるもの

4 国有林の販売対象物件の概要及び公募する素材の樹材種等

国有林では、以下に示す規格・樹材種による素材の販売を予定しており、民有林所有者等からは、原則これと同様の規格等で出材される素材を公募します。

また、下記に示す規格・樹材種以外での出材を希望する場合は、別途、樹材種・規格区分し申請してください。

なお、同一森林共同施業団地内で複数の協定者がロットをまとめて共同で出荷を希望する場合は、〇〇森林整備協定分（注）と明記してください。

（注：森林整備協定とは、3（2）に示す協定）

スギ

①直・曲がりセット

長 級	3 m	4 m
径 級	14cm 上	14cm 上
曲がり矢高	長級の2%（6cm）以内 14cmは原則直材	長級の2%（8cm）以内 14cmは原則直材
出材割合	おおむね直材7割、曲材3割 ただし、福岡署、佐賀署、長崎署、熊本署、大分西部署、大分署、屋久島署についてはおおむね直材5割、曲材5割	

ヒノキ

①直・曲がりセット

長 級	2 m	3 m	4 m
径 級	18cm 上	14cm 上	13cm 上
曲がり矢高	長級の4%（8cm）以内 片曲がり	長級の2%（6cm）以内 14cmは原則直材	長級の2%（8cm）以内 13cm・14cmは原則直材
出材割合	おおむね直材7割、曲材3割		

曲がり材

長 級	3 m	4 m
径 級	14cm 上	14cm 上
曲がり矢高	長級の2%（6cm）以内	長級の2%（8cm）以内
出材割合	曲がり材が大半	

C材（スギ、ヒノキ）

長 級	2 m	3 m	4 m
径 級	6 cm 上	6 cm 上	6 cm 上
曲がり矢高	不問	不問	不問

※協定を締結する製材工場等の企画提案内容により径級、曲がり矢高等について変更があります。

5 応募先 別紙1「民国連携した林産物の安定供給システム参加申請書」に記入の上、九州森林管理局長あてに郵送、または、電子媒体（電子データ可）にて申し込んで下さい。また、不明な点等がありましたら末尾記載の担当までお問い合わせ下さい。

①郵送による申し込みは

〒860-0081

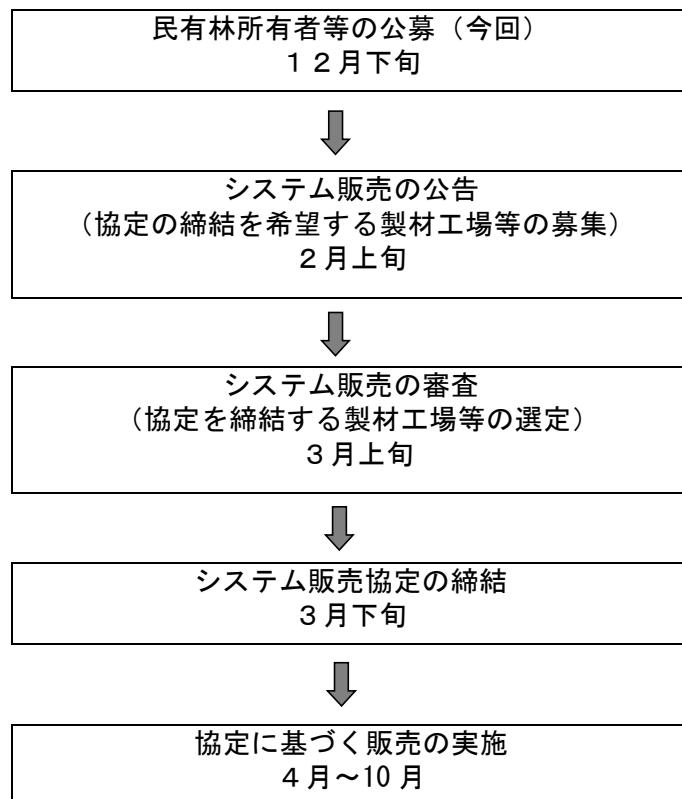
熊本県熊本市京町本町2番7号

九州森林管理局 資源活用課 供給計画係

②電子媒体による申し込みは

メールアドレス ky_shigen@maff.go.jp

6 スケジュール



7 手続きに係る留意事項

- 下記事項については、申請をもって同意したこととして取り扱います。
- (1) システム販売を実施する旨の公告の際に、民有林所有者等の名称等について明らかにすること。
 - (2) 協定予定者については、九州森林管理局長が選定すること。
 - (3) 協定に基づく林産物の販売については、九州森林管理局長と民有林所有者等がそれぞれ責任を持って実施すること。
 - (4) 協定者と民有林所有者等との売買契約は、民有林所有者等の責任において締結すること。
 - (5) 協定者との協定の締結結果は公表すること。
 - (6) 協定者とのシステム販売の実施結果について報告を求めるとともに、それを公表すること。

8 その他の留意事項

- (1) 応募については、3の参加要件を満たし、システム販売への参加が適当な者であるかどうかの審査を実施します。なお、前年度又は当年度にシステム販売協定を締結した実績がある者であって、当該システム販売協定の計画から著しく逸脱した供給を行った者については、やむを得ない事情が認められる場合を除き、今期のシステム販売への参加を認めないことがあります。
- (2) 審査の結果については、書面により通知します。
- (3) システム販売に参加する民有林所有者等（これと密接な関係にあると認められる者を含む）については、当該システム販売の買受者となることはできません。
- (4) システム販売の買受者は、公募・企画競争によって選定していることから、応募がなかった場合には販売できないことがあります。
- (5) 本公募は、国会での令和8年度の予算成立が前提となるため、公募する樹材種等に変更が生じる場合があり得ることをご承知ください。



お問い合わせ先
〒860-0081
住所：熊本県熊本市西区京町本丁2番7号
林野庁 九州森林管理局
森林整備部 資源活用課 志賀、吉田
TEL：096-328-3673